

「政治資金監査に関するアンケート」集計結果（概要）とその対応

政治資金監査マニュアルの改定等、今後の当委員会における検討の参考とするため、政治資金監査の実施状況等について、登録政治資金監査人に対して、平成22年以来2年ぶりに、アンケートを実施した。

1 調査の方法

(1) 調査対象

登録政治資金監査人（法定研修終了）3,969人（平成24年3月末）

(2) 調査方法 郵送によるアンケート調査

(3) 調査期間

平成24年3月30日（金）～平成24年6月8日（金）

（前回）平成22年4月12日（月）～平成22年6月15日（火）

(4) 回答数

1,291（回収率 32.5%）

2 アンケート結果

【基本情報】

Q1. 登録政治資金監査人の登録時の士業の別をお聞かせ下さい。

<結果>

■弁護士	33人（2.6%）
■公認会計士	182人（14.1%）
■税理士	1,073人（83.1%）
※無回答	3人（0.2%）

【政治資金監査の実施状況】

Q 2. これまでの政治資金監査の実施の有無について、お聞かせ下さい。

<結果>

■政治資金監査を実施したことがある 481件（37.3%）

【内訳：複数回答可】

<input type="checkbox"/> 平成23年分の政治資金監査を実施した	366件
<input type="checkbox"/> 平成22年分の政治資金監査を実施した	416件
<input type="checkbox"/> 平成21年分の政治資金監査を実施した	334件

■政治資金監査を実施したことがない 807件（62.7%）

【平成23年分収支報告に係る政治資金監査の実施状況】

Q3. 政治資金監査の実施時期及び実施団体数をお聞かせ下さい。

<結果>

(1) 実施した国会議員関係政治団体の数

■ 1団体	101人	(28.1%)
■ 2団体	109人	(30.4%)
■ 3団体	82人	(22.8%)
■ 4団体	26人	(7.2%)
■ 5団体	18人	(5.0%)
■ 6団体	10人	(2.8%)
■ 7団体	3人	(0.8%)
■ 8団体	2人	(0.6%)
■ 9団体	3人	(0.8%)
■ 10団体	1人	(0.3%)
■ 11団体	1人	(0.3%)
■ 12団体	3人	(0.8%)
<hr/>		
■ 合計	359人	(100.0%)
2.62団体 (平均:一人当たり監査団体)		
(前回調査時2.96団体)		

(2) 実施時期及び実施団体数

■ 1月	88団体	(9.4%)
■ 2月	204団体	(21.7%)
■ 3月	166団体	(17.7%)
■ 4月	147団体	(15.6%)
■ 5月	303団体	(32.2%)
■ その他(※)	32団体	(3.4%)
<hr/>		
■ 合計	940団体	(100.0%)

→ 各月ごとの団体数の割合は、前回調査時とほぼ同様の傾向。

Q 4. 政治資金監査の事前準備（領収書等の整理・保存方法の指導・助言やその確認等）に要した実施日数等について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

<結果>

- 事前準備等を実施した 150件（44.4%）
- 事前準備等を実施しなかった 187件（55.6%）
- 政治資金監査の事前準備については、実施日数は平均2.29日。政治資金監査の事前準備期間としては、「1日以下」が最も多く66.7%。

Q 5. 政治資金監査に要した実施日数等（Q 4の事前準備を除く）について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

<結果>

- 全体では、実施日数は平均2.06日、従事した監査人数は1日当たり平均1.30人、使用人等の数は1日当たり平均1.68人。
- 政治資金監査の期間としては、「1日以下」が最も多く64.8%。
- 従事した登録政治資金監査人の人数は、「1人」が最も多く74.6%。
- 従事した政治資金監査の業務を補助した使用人等の人数は「0人」が最も多く56.0%、次に多いのは「1人」で25.1%。

Q6. 業務制限以外の関係は違法ではありませんが、政治資金監査を実施した政治団体との関係について、差し支えない範囲でお聞かせ下さい。

<結果>

- いずれの政治団体とも、特段の関係はなかった 304件 (85.2%)
- 何らかの関係を有している政治団体があった 53件 (14.8%)

【内訳：複数回答可】

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 当該政治団体に政治献金していた。 | 18件 |
| <input type="checkbox"/> 当該政治団体の会員であった。 | 17件 |
| <input type="checkbox"/> 政治団体から何らかの業務を受託していた。 | 9件 |
| <input type="checkbox"/> 同一の国会議員に係わる他の政治団体の
役職員の立場にあった。 | 3件 |
| <input type="checkbox"/> かつて業務制限に該当する立場にあった。 | 1件 |
| <input type="checkbox"/> 当該政治団体の代表者等と親族関係
(親子、兄弟姉妹等)。 | 1件 |
| <input type="checkbox"/> その他 | 9件 |

Q 7. 政治資金監査マニュアルに即して、登録政治資金監査人が政治資金監査に必要な各確認事項について遺漏なく対応できるよう、当委員会では「政治資金監査チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

<結果>

(平成23年分の政治資金監査時における活用状況)

■活用した 303件 (84.9%)

■活用しなかった 54件 (15.1%)

(今後の方針)

■活用していきたい 332件 (97.6%)

■活用するつもりはない 8件 (2.4%)

Q 8. 登録政治資金監査人が政治資金監査報告書を適正に作成できるよう、当委員会は「政治資金監査報告書チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

<結果>

(平成23年分の政治資金監査時における活用状況)

■活用した 298件 (83.5%)

■活用しなかった 59件 (16.5%)

(今後の方針)

■活用していきたい 329件 (97.3%)

■活用するつもりはない 9件 (2.7%)

<Q 7、Q 8の結果を踏まえた対応方針案>

- ①フォローアップ説明会によるチェックリストの活用の周知徹底。
- ②政治資金監査マニュアル改定時において、チェックリストを活用することを明記するかは今後検討。

Q 9. 会計責任者等に対するヒアリングの際に、「書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの」として、以下の3事項を確認することとしていますが、その実施状況をお聞かせ下さい。

<結果>

(1) 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱費、家賃等）

■ヒアリングで確認した	192件（56.5%）
■該当しそうな支出がなかったため、確認しなかった	147件（43.2%）
■ヒアリングで確認することを失念した	1件（0.3%）

(2) 他の政治団体に対する支出

■ヒアリングで確認した	213件（62.1%）
■該当しそうな支出がなかったため、確認しなかった	129件（37.6%）
■ヒアリングで確認することを失念した	1件（0.3%）

(3) 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

■ヒアリングで確認した	203件（58.5%）
■該当しそうな支出がなかったため、確認しなかった	141件（40.6%）
■ヒアリングで確認することを失念した	3件（0.9%）

- ヒアリングは5割以上が実施しており、残りの大半についても「該当しそうな支出がなかったので、確認しなかった」ものであり、ヒアリングによる支出の状況の詳細の確認については、浸透しているものと考えられる。
- しかしながら、3事項全てにおいて「ヒアリングで確認することを失念した」が1件だが存在。

<Q9の結果を踏まえた対応方針案>

フォローアップ説明会などを通じ、ヒアリングによる確認の実施について改めて周知徹底。

Q10. また、ヒアリングの際には「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げない」としていますが、具体的にヒアリングを実施した事案があれば、その内容をお聞かせ下さい。

<結果>

■その他の事項のヒアリングを実施した 153件 (44.7%)

【複数回答可】

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 領収書への印紙の貼付漏れ | 67件 |
| <input type="checkbox"/> 賃金台帳の不備や税額計算の誤りなど人件費関係書類の不備 | 64件 |
| <input type="checkbox"/> 家賃等が会計帳簿に未記載など事務所の借料損料の取扱 | 20件 |
| <input type="checkbox"/> 監査報酬が会計帳簿に未記載など政治資金監査報酬の取扱 | 11件 |
| <input type="checkbox"/> その他 (※詳細は別紙参照) | 30件 |

■その他の事項のヒアリングは実施しなかった 189件 (55.3%)

Q11. 会計責任者が行政庁へ収支報告書等を提出した際、行政庁による形式審査において不備の指摘等を受けた場合に、その内容について登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えていますか。

<結果>

■伝えている 272件 (75.8%)

■伝えていない 87件 (24.2%)

□今後伝える予定 80件 (22.3%)

□伝えるつもりはない 3件 (0.8%)

→ 形式審査における不備の指摘は会計責任者等から連絡がない限り、登録政治資金監査人は把握できないものであり、幅広に連絡するように伝えることにより、登録政治資金監査人と会計責任者等の意思疎通を良好なものにしていくことが望ましい。

<Q11の結果を踏まえた対応方針案>

フォローアップ説明会を通じ、行政庁による形式審査において収支報告書等の不備の指摘等を受けた場合に、その内容について登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えることを助言。

Q12. 会計責任者が収支報告書等を行政庁へ提出した後に、政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、再度登録政治資金監査人の確認を受けることが適当とする旨の当委員会の見解（平成22年12月）等を踏まえ、そのような事案が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡をするよう会計責任者等に伝えていますか。

<結果>

■伝えている 256件（71.9%）

■伝えていない 100件（28.1%）

□今後伝える予定 92件（25.8%）

□伝えるつもりはない 2件（0.6%）

→ 政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、再度登録政治資金監査人の確認を受けることが適当とする旨の委員会の見解等を踏まえ、そのような事案が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えておくことが必要。

<Q12の結果を踏まえた対応方針案>

①フォローアップ説明会を通じ、政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えることについて周知徹底。

②政治資金監査マニュアル改定時において、

- ・平成22年12月の委員会の見解をマニュアルの一部として位置付けるか
- ・登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えることについて明記するか

について今後検討。

【現行制度について】

Q13. 政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対しては一定の業務制限が設けられていますが、その範囲についてどのようにお考えになりますか。

<結果>

- | | |
|--|--------------|
| ■現行のままで良いと思う | 619件 (48.6%) |
| ■業務制限の対象範囲の拡大を検討しても良いと思う | 530件 (41.6%) |
| →以下、検討しても良いと思う対象【複数回答】 | |
| □親子・兄弟等の一定の近親関係にある者 | 426件 |
| □同一の国会議員に係る他の政治団体の代表者等の立場にある者 | 385件 |
| □法令上の業務制限には該当しないものの、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないとされている者 | 382件 |
| □政治献金をしている者 | 255件 |
| □会員になり会費を支払っている者 | 222件 |
| □その他 (※詳細は別紙参照) | 18件 |
| ■わからない | 125件 (9.8%) |

Q14. 政治資金規正法施行規則で定められている現行の支出項目の区分
の分類について、政治資金監査上、問題があると感じる点等がありますか。

<結果>

■問題があると思う	1 1 1 件 (9 . 0 %)
■特に問題はないと思う	7 6 4 件 (6 1 . 9 %)
■わからない	3 5 9 件 (2 9 . 1 %)

(「問題があると思う」の具体的な回答例) (※詳細は別紙参照)

- ・人件費と事務所費をさらに細分化し明確にすべき。
- ・経常経費と政治活動費の区別が難しいことがある。
- ・区分が細かく、それぞれの内容が分かりにくい。
- ・企業会計(複式簿記)に即すべき。

Q15. その他、政治資金監査マニュアル等で提示している政治資金監査の調査方法等に関して、改善が必要と考えられる事項があれば、お聞かせ下さい。

<結果（主な意見）>

一般監査指針

【全数調査】

- 必ず全数調査は必要。
- 全数調査は一定金額以上を対象とすべき。

【主たる事務所での実施】

- 必ず現地調査は必要。
- 支出規模が少額なものについては、現地調査を省略したい。
- 政治資金監査の場所を監査人の事務所でも可としてほしい。

【その他】

- 監査契約書に見本を作ってはどうか。
- 政治団体との監査契約における最低報酬額の規準を示すべき。

個別監査指針

【第1号監査事項】

- 領収書等亡失等一覧表については保存対象書類一覧表にまとめて記載するようにできないか。

【第2号監査事項】

- 会計帳簿への住所の記載を廃止すべき。
- 領収書等について、宛名の無いもの等は領収書等と認めるべきでは無い。
- 領収書に該当するものの具体例をもっと多く出してほしい。
- 振込明細書に係る支出目的書の作成は、明らかに支出の目的が分からない分のみでよいのではないか。

- 賃金台帳、源泉徴収等だけでなく、本人の履歴書、労働者名等もそなえておく。

【第4号監査事項】

- 通帳の写し等で内容を確認できる場合には、徴難明細書の作成を省略してもよいのではないか。

会計責任者等に対するヒアリング

- 所得税法違反等については、指摘だけでよいのか疑問。
- 形式的なヒアリングではなく、具体的使途が判明せらざる場合に確認検討するよう指示できうる権限を持たせるべき。
- 会計責任者等が会計の初心者である場合もあり得る。その指導を適切にすると会計事務の補助人となってしまうのではないか。
- 他の政治団体に対する支出に関し、相手方団体で適切に処理されているかを確認しているかヒアリングすることになっているが、現実的にその確認を支出団体が行うことは無理。

政治資金監査報告書

- 無活動団体、収支報告書の金額0円の団体の監査報告書の簡略化。
- 項目ごとに重要なものなどは、銀行のチェックリストのような報告書にチェックリストも添付するようにすべき。

その他（監査対象団体の範囲など）

- 監査対象政治団体を拡大すべき。
- 収入など監査対象項目を拡大すべき。
- 支出が0円の政治団体は監査不要ではないか。厳密にいうと、無償で監査をすることは適当ではない。
- 監査人の合理的判断をある程度認めてはどうか。

Q16. 当委員会では、登録政治資金監査人の皆様に対し各種情報の提供にも努めているところですが、ご感想をお聞かせ下さい。

<結果>

(1) ホームページによる情報提供

- 有用な情報は十分提供していると思う 526件(49.0%)
- 情報は十分提供しているとは思うが、必要な情報が探しにくい(見にくい) 503件(46.9%)
- 不十分である 44件(4.1%)

(「不十分である」の具体的な回答例) (※詳細は別紙参照)

- ・ Q&Aの更新について、更新箇所だけで足りるが、全文を参照しなければならず非常に不便。

(2) フォローアップ説明会や質疑照会等を通じた情報提供

- 適切に対応していると思う 555件(50.3%)
- 必ずしも十分とは言えないが、よく対応している方だと思う 459件(41.6%)
- 不十分である 90件(8.1%)

(「不十分である」の具体的な回答例) (※詳細は別紙参照)

- ・ 説明会の日数・会場数を増やしてほしい。
- ・ 回数が少ない上に平日開催であるため参加が難しい。
- ・ 会計責任者に対する政治資金監査の研修会を行ってほしい。

<Q16の結果を踏まえた対応方針案>

- ①（１）については、Q & Aの改正部分だけの参照も可能とするなど、今後のホームページによる情報提供の改善を検討。
- ②（２）については、フォローアップ説明会の土日又は平日夜の開催など、フォローアップ説明会を通じた更なる情報提供の充実を検討。
- ③国会議員関係政治団体向けの研修を実施すべきという意見についてどのように考えるか。